

大和村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

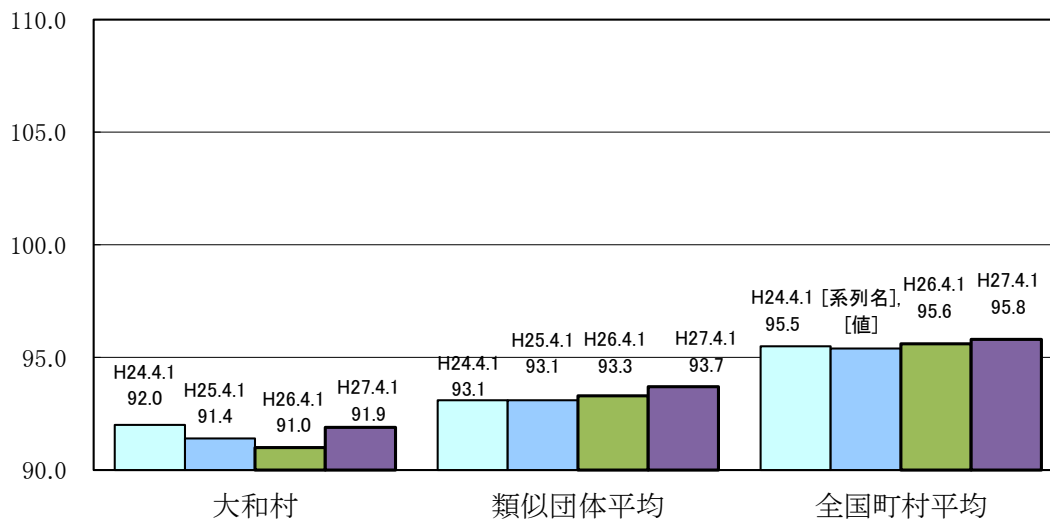
区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 1,643	千円 3,100,415	千円 71,124	千円 539,784	% 17.4	% 20.5

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 52	千円 180,843	千円 11,868	千円 68,440	千円 261,151	千円 5,022	千円 5,471

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含まない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント異常上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B (%)	勧告 (改定率) %		
年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスバイレス比較した平均給与月額である。
※ 本村は人事委員会を設置していないので、記載を省略。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月額	(参考) 国の年間 支給月額
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月額 B	較差 A-B	勧告 (改定月数) 月		
年度	月	月	月	月	月	月

(注)「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員支給月額」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月額である。
※ 本村は人事委員会を設置していないので、記載を省略。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

地域手当は支給していないため対象外。

③その他の見直し内容

特になし

(6) 特記事項

特になし。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大和村	44.0 歳	300,000 円	335,575 円	319,372 円
鹿児島県	44.9 歳	332,700 円	406,376 円	366,526 円
国	43.5 歳	334,283 円	— 円	408,996 円
類似団体	41.7 歳	298,502 円	348,728 円	324,582 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 月額(B)	
大和村	53.8 歳	3 人	300,600 円	353,100 円	316,933 円	—	—	—	—
鹿児島県	52.4 歳	325 人	340,200 円	— 円	368,044 円	—	—	—	—
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	— 円	328,318 円	—	—	—	—
類似団体	50.1 歳	3 人	268,632 円	297,091 円	283,080 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
大和村	—	—	—

(注) 1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区分	大和村	鹿児島県	国	
一般行政職	大学卒	176,700 円	174,200 円	174,200 円
	高校卒	144,600 円	142,100 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	142,000 円	149,000 円	—
	中学卒	134,000 円	131,000 円	—

(注) 大和村の技能労務職は、採用年齢により初任給に幅を設けておりその平均である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均月額の状況（平成27年4月1日現在）

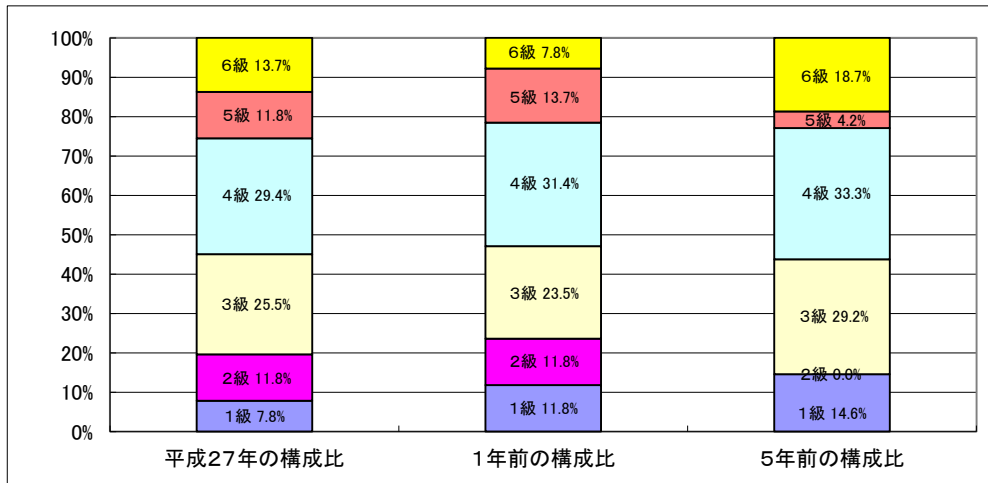
区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	226,633 円	— 円	366,200 円	372,391 円
	高校卒	202,467 円	311,467 円	326,500 円	361,567 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円	296,000 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円	— 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	1 主事補又は技師補の職務 2 主事又は技師(2級に掲げる主事及び技師を除く。)の職務	4 人	7.8 %	140,100 円	246,100 円
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職又は技師の職務	6 人	11.8 %	190,200 円	303,000 円
3 級	係長又は係長の職と同等の職で規則で定める職の職務	13 人	25.5 %	226,400 円	348,800 円
4 級	課長補佐又は課長補佐の職と同等の職で規則で定める職の職務	15 人	29.4 %	259,900 円	379,800 円
5 級	課長(6級に掲げる課長を除く。)又はこれらの職と同等の職で規則で定める職の職務	6 人	11.8 %	286,200 円	391,800 円
6 級	特に重要な職務を所掌する課長で規則で定める課長の職務	7 人	13.7 %	317,000 円	409,000 円

- (注) 1 大和村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大 和 村	鹿 児 島 県	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,383 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,588 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

一律支給。但し、懲戒処分を受けた職員については、支給割合を減じる。

(2) 退職手当（平成27年4月1日現在）

大 和 村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	27.405 月分	勤続20年	20.445 月分	27.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.590 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)	
(退職時特別昇給	無)				
1人当たり平均支給額	18,529 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給なし

(4) 特殊勤務手当 (平成27年4月1日現在)

支給実績(26年度決算)	10,793 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	981,181 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)	16.9 %		
手当の種類(手当数)	8		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
診療所勤務手当	診療所に勤務する医師看護師	診療所勤務	医師 月額884,000円 看護師 月額10,000円
往診手当	医師	往診	月額 20,000円
調剤手当	医師	調剤	月額 20,000円
学校医手当	医師	学校医	月額 10,000円
特別養護老人ホーム勤務手当	介護師, 看護師, 生活相談員	介護業務, 看護業務, 生活相談員	介護師 月額20,000円 看護師 月額20,000円 生活相談員 月額6,000円
保健師手当	保健師	保健師業務	月額 6,000円
地籍調査手当	地籍調査に従事する職員	地籍調査	月額 3,000円
指導主事手当	県教委から派遣された指導主事	指導主事業務	給料月額の20%

(5) 時間外手当 (平成27年4月1日現在)

支給実績 (26年度決算)	1,307 千円
職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	20 千円
支給実績 (25年度決算)	1,237 千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	19 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員, 教育職員等, 制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり, 短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000円 ・配偶者がいない場合の1人目 11,000円 ・上記以外の扶養親族 6,500円 ・特定期間の加算 5,000円加算	同		10,701 千円	297,250 円
住居手当	・借家・借間居住者 家賃が12,000円を超えるものにつき支給 最高額……27,000円	同		3,615 千円	172,142 円
通勤手当	【交通機関利用者】 距離2キロ以上 最高 55,000円 【自動車等の使用】 2キロ以上5キロ未満 3,000円 5キロ以上10キロ未満 1キロ 600円×距離 10キロ以上15キロ未満 1キロ 700円×距離 15キロ以上 1キロ 800円×距離	異	自動車使用の場合の使用距離区分及び金額	2,116 千円	58,778 円
管理職手当	管理職又は監督の地位にある課長 課長・園長・事務局長 月額:10,000円	同		1,200 千円	10,909 円
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日, 休日, 年末年始の休日等に勤務した場合に支給 4,000円	異	6,000円～12,000円	0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区分	給料月額	額等	
		(参考)類似団体における最高/最低額	
給料	村長 (684,900 円) (761,000 円)	840,000 円	416,500 円
	副村長 (540,000 円) (600,000 円)	705,000 円	385,000 円
報酬	議長 (300,900 円) (円)	395,000 円	140,000 円
	副議長 (247,900 円) (円)	310,000 円	115,000 円
	議員 (225,400 円) (円)	290,000 円	100,000 円
期末手当	村長 副村長	(26年度支給割合) 3.10 月分	
	議長 副議長 議員	(26年度支給割合) 3.10 月分	
退職手当	村長	(算定方式) 退職の日の給料月額に勤務期間1年につき100分の500を乗じて得た額	(1期の手当額) 15,220,000 円 (支給時期) 任期毎
	副村長	退職の日の給料月額に勤務期間1年につき100分の280を乗じて得た額	6,720,000 円 任期毎
	教育長	退職の日の給料月額に勤務期間1年につき100分の250を乗じて得た額	5,670,000 円 任期毎
	備考		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

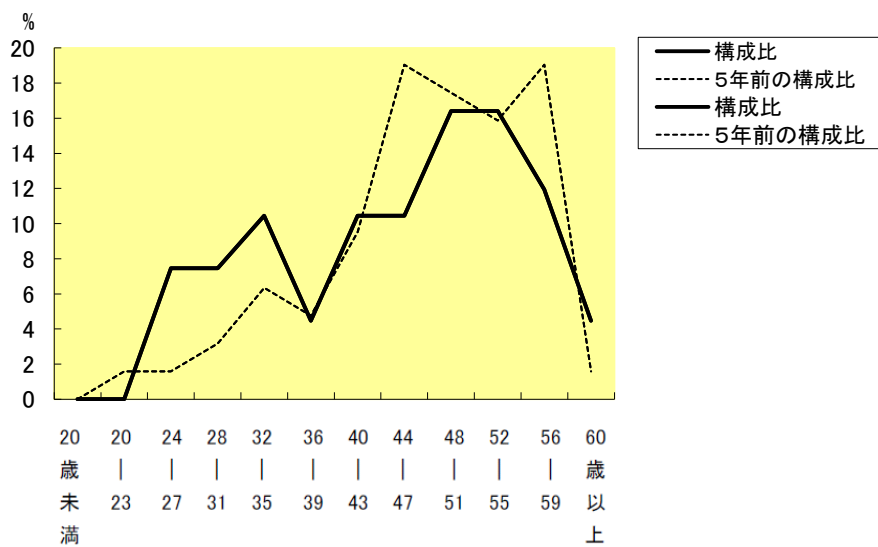
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由		
	平成26年	平成27年				
普通会計部門	議 会	2	2	0	事務拡充のため	
	総務	14	15	1		
	税務	2	2	0		
	一般行政部門	労働	0	0	0	退職不補充
		農林水産	7	6	△1	
		商工	2	2	0	
		土木衛生	5	5	0	
	衛生	8	8	0		
	計	5	5	0		
	計	45	45	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 273.89 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 186.43 人)	
	教育部門	8	6	△2	不補充	
	消防部門	0	0	0		
	小計	53	51	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 310.41 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 218.99 人)	
公営会計業部等門	病院	3	3	0		
	水道	1	1	0		
	下水道	0	0	0		
	その他	10	10	0		
	小計	14	14	0		
合計		67	65	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 395.62 人	
		[70]	[70]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	0人	0人	5人	5人	7人	3人	7人	7人	11人	11人	8人	3人	67人

(3) 職員数の推移

部門別	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	39	42	42	46	45	45	6 (13.33%)
教育	7	6	6	8	8	6	-1 (-16.67%)
普通会計計	46	48	48	54	53	51	5 (9.80%)
公営企業等会計計	16	15	15	14	14	14	-2 (-14.29%)
総合計	62	63	63	68	67	65	3 (4.62%)